ご家族を巡る精神保健福祉法改正と
ご家族の負担軽減策としての地域移行支援・障害福祉サービス

2026年3月8日（日）
地域移行促進セミナー

社会福祉法人ワーナーホーム
鎌取相談支援センター
精神保健福祉士　主任相談支援専門員
末永慎介

（旧）保護者制度の概要

厚生労働省精神・障害保健課

第１回　保護者制度・入院制度に関する作業チーム	
平成２３年１月７日	資料２

保護者制度とは

「保護者」は、精神障害者に必要な医療を受けさせ、財産上の保護を行うなど、患者の生活行動一般における保護の任に当たらせるために、設けられた制度。

患者の医療保護を十分に行おうとする要請と、患者の人権を十分に尊重しようとする要請との間にあり、

①任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に治療を受けさせること（22条1項）
②任意入院者及び通院患者を除く精神障害者の財産上の利益を保護すること（22条1項）
③精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力すること（22条2項）
④任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に医療を受けさせるに当たって医師の指示に従うこと（22条3項）
⑤回復した措置入院者等を引き取ること（41条）
⑥医療保護入院の同意をすることができること（33条1項）
⑦退院請求等の請求をすることができること（38条の4）
⑧⑤による引き取りを行うに際して、精神病院の管理者又は当該病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長に相談し、及び必要な援助を求めること（22条の2）

という役割が規定されている。

保護者の置かれている現状

第4回全国家族ニーズ調査報告書
－精神障害者と家族の生活実態と意識調査－

第１回　保護者制度・入院制度に関する作業チーム	
平成２３年１月７日	資料２

保護者続柄

→　保護者の約7割が父母である。

家族が果たせる保護者の任務
（複数回答）

保護者制度の見直し
（複数回答）

今後の保護者制度に対する期待

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

（平成25年6月13日成立、同6月19日公布）

（１）精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定
厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

（２）保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

（３）医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（＊）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。
＊配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。
②精神科病院の管理者に、
・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
・退院促進のための体制整備
を義務付ける。

「（２）保護者制度の廃止」に関して

精神保健及び精神障害者福祉に
関する法律の一部を改正する法律等の
施行事項の詳細について

平成２５年
厚生労働省　精神・障害保健課

Ⅱ　保護者制度廃止に係る主なポイント

○　保護者制度は廃止（「保護者制度」が「家族等制度」に変わったわけではない。）

○　保護者の義務規定・権利規定のうち、退院請求権のみ存置。

保護者制度について指摘されている問題点

○　一人の保護者のみが、法律上保護者に課せられた様々な義務を行うことは、負担が大きいのではないか。

○　本人と家族の関係が様々である中で、保護者が必ずしも本人の利益保護を行えるとは限らないのではないか。

○　保護者制度創設時と比較して、社会環境（精神科医療体制の充実等）や家族関係（高齢化の進行等）が変化していることに、対応しているか。

○　保護者に課せられた義務規定は抽象的であり、法律の規定としてどの程度の具体的な意義を有するのか。

保護者に課せられた各義務規定に関する整理

＜義務規定＞	＜各規定の検証＞		＜削除する際の論点＞	＜議論の方向性＞
【医療関係】 ①治療を受けさせる義務 ②医師の診断に協力する義務 ③医師の指示に従う義務	○精神病者監護法による私宅監置を廃止し、適切に医療機関につなげる、という制定当初の意義は失われているのではないか。 ○義務の具体的内容が明確ではないのではないか。 ○本人と保護者の関係は様々であり、保護者のみに義務を負わせるのは困難。	原則として存置しない	○（病識のなく医療にかかりたがらない）患者の治療へアクセスする権利をどのように保障するか。	○医療保護入院の検討と併せて検討
			○精神科医療における保護者（主に家族）の位置付けをどのように考えるか。	○家族等については、医療法等で一定の位置付けがされており、精神科医療に特段の規定は不要
			○措置入院中の患者の同意によらない治療（強制医療介入）についてどのように考えるか。	○医療観察法の事前承認・事後評価を導入できるかモデル的に実施し、検証
財産上の利益を保護する義務	○対象範囲や保護義務濫用防止が明確でなく、利益保護規定として不十分。		○制度的に、成年後見制度等現行の制度でカバーできるか。	○成年後見制度等でカバーすることが可能であり、特別の制度は不要。
措置患者の引取り義務 （その際の相談援助）	○措置入院後の責任が、行政から保護者へ移ることを入念的に規定しただけの規定。		○措置入院からの退院後の調整をどのように行うか。	○入院中・退院時にも、都道府県（措置権者）が責任を有することを明確化（地域移行支援事業と連携）
退院等の請求（権利規定）	○入院患者の権利擁護として必要な規定。	→ 存置	○退院等の請求を、本人及び保護者以外に拡大する必要があるか。	○本人の「代理人」による請求の活用 ○病院における苦情解決の仕組みの明確化

「（３）医療保護入院の見直し」に関して

平成25年の精神保健福祉法改正により、精神科病院の管理者に以下の事項を義務付けている。

１．退院後生活環境相談員の選任

○　医療保護入院者の退院に向けた相談支援や地域援助事業者等の紹介、円滑な地域生活への移行のための退院後の居住の場の確保等の調整等の業務を行う『退院後生活環境相談員』を精神保健福祉士等から選任しなければならない。

２．地域援助事業者の紹介

○　医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が円滑に地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業や、事業の利用に向けた相談援助を行う『地域援助事業者』を紹介するよう努めなければならない。

３．医療保護入院者退院支援委員会の設置

○　主治医、看護職員、退院後生活環境相談員、医療保護入院者及び家族等が出席し、医療保護入院者の入院継続の必要性の有無とその理由、入院継続が必要な場合の委員会開催時点からの推定される入院期間及び当該期間における退院に向けた取組等を審議する『医療保護入院者退院支援委員会』を設置しなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に
関する法律の一部を改正する法律等の
施行事項の詳細について

平成２５年
厚生労働省　精神・障害保健課

Ⅲ　医療保護入院の要件の見直しに係る主なポイント

○　法律上は、「家族等のうちいずれかの者」の同意があれば、医療保護入院可能（優先順位はない）。

○　法律上は、同意者が、同意後に特別な義務や権利を持つことはない。

令和４年（令和６年施行）
精神保健福祉法改正について

特に措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について

３－①　医療保護入院の見直し

現状・課題

○　精神障害者に対する医療の提供は、できる限り入院治療に頼らず、本人の意思を尊重することが重要であるが、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ精神疾患については、本人の同意が得られない場合においても入院治療へのアクセスを確保することが必要であり、医療保護入院の仕組みがある。

見直し内容

○　**家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする**等、適切に医療を提供できるようにするほか、誰もが安心して信頼できる入院医療の実現にむけて、入院者の権利を擁護するための取組を一層推進させるため、**医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。**

改正後の医療保護入院のイメージ

（改正に関わる手続等を記載）

前頁注釈の抜粋（一部、厚労省資料に基づき報告者が加筆）

※２ DVや虐待の加害者等を、医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」から除外する。

※３ 医療保護入院と措置入院の「入院の告知」に,患者本人に加えて「家族等」も追加、通知事項に従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて「入院措置を採る理由」も告知することとなる

※４ 退院後生活環境相談員の選任、地域援助事業者の紹介について、措置入院中の方も対象とする。

※５ 地域援助事業者の紹介は、現行努力義務→義務化。

※６ 厚生労働省令で定める期間は、当該医療保護入院から６月を経過するまでの間は３月とし,６月を経過した後は６月とする。＝３か月、３か月、６か月、６か月、、

※７ 入院の要件を満たすことが確認された場合は、入院期間を更新。
これに伴い、医療保護入院者に対する定期病状報告に代えて更新の届出を創設。
なお入院期間の更新について精神科病院の管理者は、家族等に必要な事項を通知の上、一定期間経過後もなお不同意の意思表示を受けなかったときは、同意を得たものとみなすことができることとする。

（前頁注釈の続きとして）医療保護入院の更新の手続きについて

入院中の指定医による診察の結果、患者に同意能力がなく（任意入院ができない）、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の要件を満たすことで入院の期間を更新できる。

- 対象患者への**医療保護入院者退院支援委員会の開催**
  （入院継続に当たって必要な退院支援措置の検討）
- **家族等に連絡した上で、同意を確認**
  （同意又は不同意の意思表示がないことの確認）
- 更新届の提出（定期病状報告は必要なくなります）

医療保護入院者退院支援委員会について

令和５年11月27日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 通知
措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について

１．医療保護入院者退院支援委員会の趣旨・目的

医療保護入院者が退院後に希望する地域生活が円滑にできるよう、出席者が一堂に会し審議することにより、更新の必要性及 び退院に向けた取組の方向性について、認識を共有し、退院後の生活環境を調整することである。

３．出席者

① 医療保護入院者の主治医 ② 看護職員（担当看護職員が望ま しい） ③退院後生活環境相談員
④ ①～③以外の病院の管理者が出席を求める病院職員
⑤ 当該医療保護入院者
⑥ 当該医療保護入院者の家族等
⑦ 地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わ る者

①から④までは参加が必須である。⑤は本人が出席 を希望する場合であるが、本人には開催日時及びその趣旨を事前に丁寧に説明し出席の意向をよく聞き取ること。審議の結果は通知すること。

⑥家族等及び⑦地域援助事業者は、本人が出席を求め、かつ、出席を求められた家族等や地域援助事業者が出席要請に 応じるときに限り出席するものとする。

５．審議内容

① 医療保護入院者の**入院期間の更新の必要性の有無及びその理由**
② 入院期間の更新が必要な場合、更新後の入院期間及び当該期間における**退院に向けた具体的な取組**

ここまでをまとめると

保護者制度廃止に関して

- 家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長）による
医療保護入院（入院時と入院期間更新時）の同意と
退院等の請求権
は残った

医療保護入院の見直しに関して

- （病院の）退院後生活環境相談員の、措置入院者にも選任の義務化

- **地域援助事業者の紹介の義務化**
- 医療保護入院者退院支援委員会に家族等も参加を要請されることと開催の主旨は入院期間の更新だけではなく**退院後の生活環境の調整**にある

家族等はいつまでも入院者の退院に関与しなければならないのか？
→いいえ、地域援助事業者を活用することがでます。

1　地域援助事業者の紹介の趣旨・目的

（１）入院者又は家族等が、地域で利用可能な障害福祉サービス等の内容や申請方法を理解し、入院中から当該障害福祉サービス等を提供する事業者との関係を築くことができるようにすることを目的に、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は市町村の地域生活支援事業や介護保険法の居宅介護支援事業事業者が地域援助事業者として定められている。

（２）精神科病院の管理者には、入院者又はその家族等の求めに応じて地域援助事業者を紹介することが義務付けられている。

4　地域援助事業者による相談援助

（１）地域援助事業者は、入院者が障害福祉サービス等を退院後円滑に利用できるよう、相談援助を行うこと。

（２）入院者との相談に当たっては、退院後生活環境相談員との連絡調整等、連携を図ること。

（３）相談援助を行っている医療保護入院者に係る委員会への出席の要請があった 場合には、できる限り出席し、退院に向けた情報共有等に努めること。

次頁から、地域援助事業者にできること
＝地域移行支援と、障害福祉サービスの説明をします。

精神科病院入院中と退院後に利用できる制度

特に、地域移行支援

地域移行支援とは

- 障害者支援施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行うもの。

- 【支給決定期間：６ヶ月間（理由により更新あり）】

サービスの内容

- 住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談
- 地域生活への移行のための外出時の同行
- 障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援など）の体験利用
- 体験宿泊（グループホームや宿泊型自立訓練）
- 地域移行支援計画の作成

対象者例

- 入院後の帰住先がない人
- 環境の変化に大きな不安があり、福祉サービスの見学や体験により丁寧な支援を要することが想定される人
- 地域生活に向けて漠然とした不安を感じている人
- 入退院を繰り返していて、退院後の地域定着に不安があり生活環境を整えるところから支援が必要な人

地域移行支援のイメージ図

退院したい！

病院

本人・家族・医師・看護師
精神保健福祉士　など

相談

面談

地域

会って相談を
聞きます！

＜相談支援機関＞
・一般相談支援事業所
・特定相談支援事業所

地域移行支援スタート

退院に向けての
カンファレンス

本人
家族
医師
看護師
精神保健福祉士
作業療法士
薬剤師
訪問看護
デイケア
相談支援機関

退院に向けての計画作成

病　院

・服薬の自己管理練習
・クライシスプラン
　の検討
・自立支援医療診断書
　作成など

連携・協働

・住居の見学、体験
・日中活動場所の
　見学、体験
・外出や買い物の
　練習
・地域生活に
　ついての相談
・家具・家電の準備
・自立支援医療申請
　など

地　域

退院後の生活について
カンファレンス

本人
家族
医師
看護師
精神保健福祉士
作業療法士
薬剤師
訪問看護
デイケア
相談支援機関
障害福祉サービス
事業所
（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ等）

障害福祉サービス
申請

退院後の生活について計画作成

退院

住まいのこと

障害福祉サービスなど、地域で活用できる事業など

1 自宅

2 アパートなどの賃貸住宅

不動産会社に相談して
契約を結びます。

3 公営住宅

入居者募集が年に何回かあるため

申し込みを行う必要があります。

4 グループホーム

一人暮らしを目標として、世話人がいる
環境で共同生活を送る場です。

利用には福祉サービスの申請が必要です。

5 宿泊型自立訓練施設

入居して家事等の日常生活能力を向上する
ための支援、生活等に関する相談・助言な
どの必要な支援を行う場です。

5 高齢の方向けの住まい

・有料老人ホーム
・サービス付き高齢者向け住宅
・特別養護老人ホーム など

日々の暮らしのこと

1 訪問看護

自宅に看護師等が訪問し、薬の確認、症状の相談、生活に関する相談にのってくれます。

2 居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが自宅を訪問し、調理・掃除・洗濯・買い物など日常生活の支援を行います。

3 移動支援

一人での外出が不安な方に、ヘルパーが買物・通院・銀行や余暇などの外出に付き添います。

4 配食サービス

食事 の配達が基本ですが、、利用される方の安否を確認し、必要な場合に、緊急連絡先・関係機関への連絡等を依頼してみるのはどうでしょうか。

仲間（なかま）との交流（こうりゅう）

1 精神科デイケア

生活リズムの安定や病気の再発を予防するためのリハビリテーションを行っています。仲間との交流ができ自由に通える場所です。

2 地域活動支援事業

仲間との交流ができ、自由に通える場所です。

3 生活訓練

地域で自立して生活ができるよう、服薬やお金のやりくりなど生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行います。

4 生活介護

日中に入浴、食事の介護を行うとともに、創作活動などの機会を提供しています。

お金のこと

1 生活を支える制度

精神障害者保健福祉手帳

一定の障害があることを証明するものです。医療費の助成や福祉特別乗車券などの各種福祉サービスが受けられます。

障害年金

病気やケガなどによるその方の障害の状態によって、生活を保障するために年金が支給される場合があり、申請するには条件があります。

生活保護

最低限度の生活を保障し、自立を手助けする制度です。

2 やりくりや財産を守る制度

日常生活自立支援事業

生活費のやりくり、貯金の管理をお手伝いする制度です。生活支援員が訪問などをして支援します。

成年後見制度

家庭裁判所に申し立てをして、障害などにより判断能力が十分でない方のための支援をする人をつけてもらう制度です。財産の管理、入院や施設入所の契約等を支援してくれます。

3 医療費に関する制度

自立支援医療（精神通院）

通院医療費（外来通院、精神科デイケア、精神科訪問看護）の一部を公費で負担する制度です。

障害者医療費助成制度

精神障害者保健福祉手帳が１・２級の方が対象です。医療費（保険診療分）の自己負担を助成する制度です。

働くこと

1 就労移行支援

就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

2 就労継続支援A型

一般企業などでの就労が困難な方に、働く場所を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。原則、雇用契約を結んで利用します

3 就労継続支援B型

一般企業などでの就労が困難な方に、働く場所を提供し、ステップアップに向けて支援します。（雇用契約は結ばない）

働くことの相談窓口

ハローワーク、障害者職業・生活支援センターなど